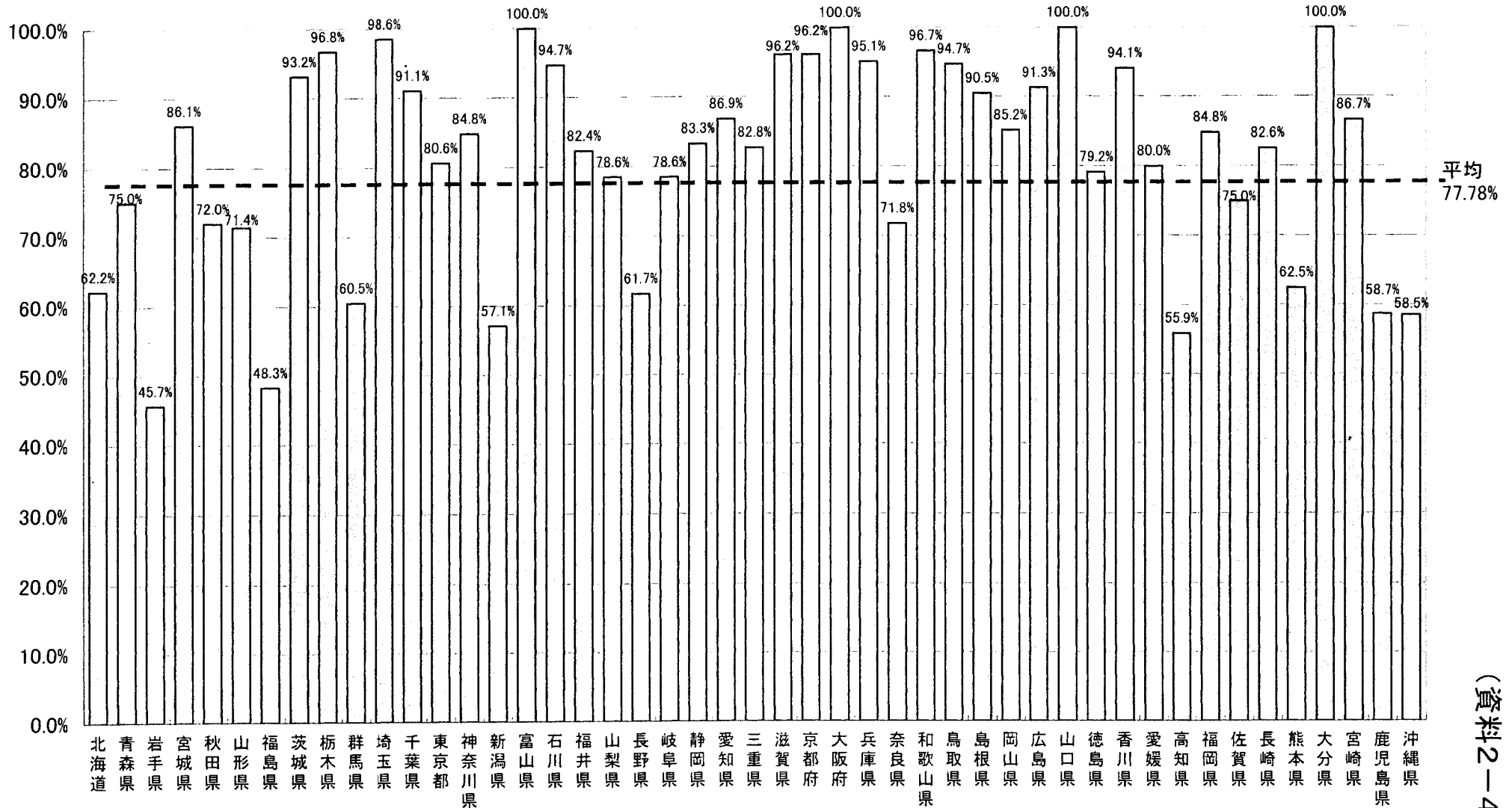


コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,414市町村／1,818市町村(H20.1.15現在)で実施割合は77.78%である。

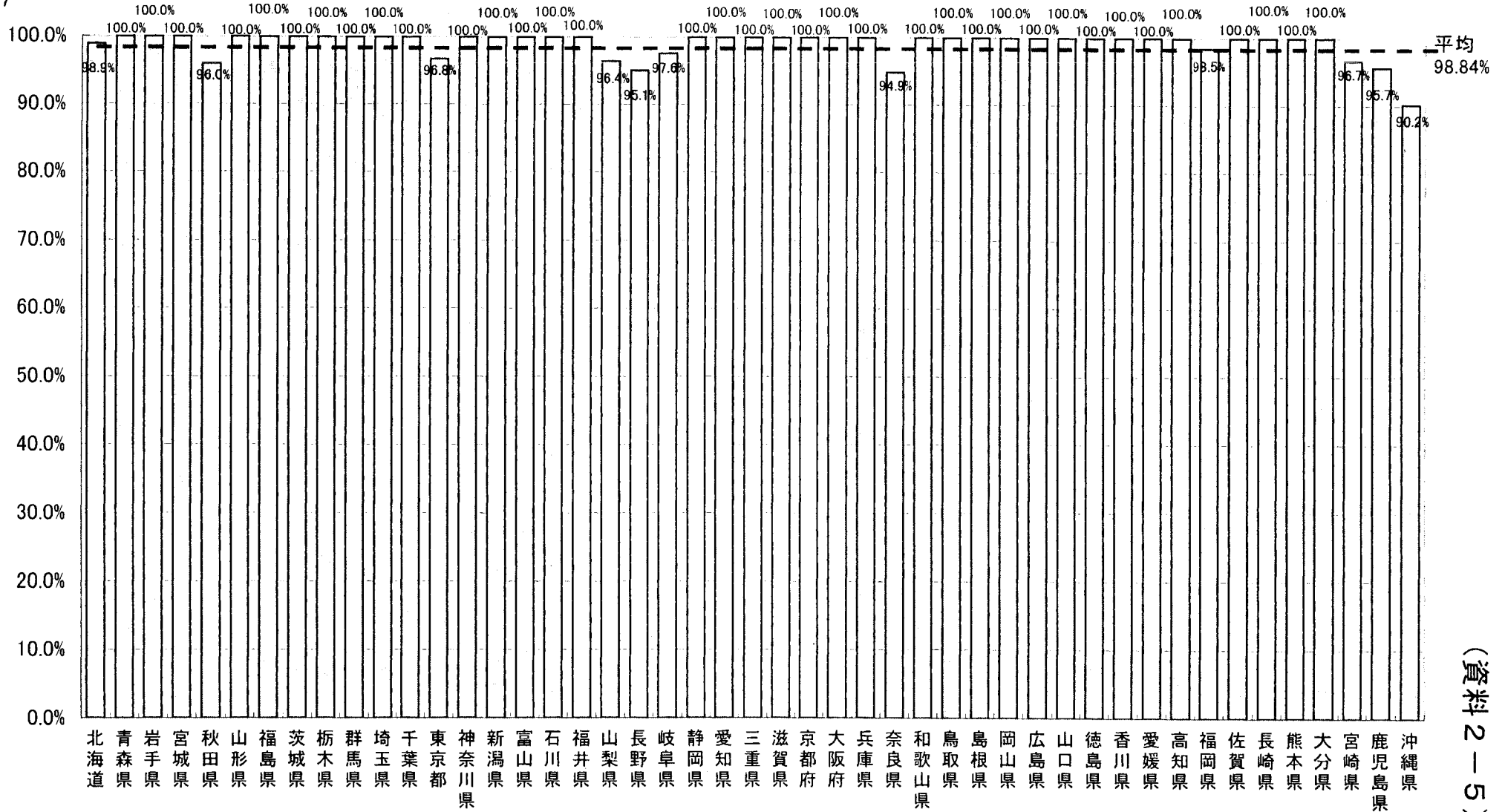


(資料2-4)

※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,797市町村/1,818市町村(H20. 1. 15現在)で実施割合は98.84%である。



地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～6 留意事項 (略)</p> <p>(別記1)～(別記7) (略)</p> <p>(別記8)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～エ (略)</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p>(別記9)</p> <p style="text-align: center;">サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者の 資質向上を図る事業</u></p> <p>3 留意事項 (略)</p> <p>(別記10) (略)</p> <p>別 紙 2 (略)</p>	<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～6 留意事項 (略)</p> <p>(別記1)～(別記7) (略)</p> <p>(別記8)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業 <u>(1) 都道府県相談支援体制整備事業</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) 精神障害者退院促進支援事業 ア～エ (略)</p> <p>(別記9)</p> <p style="text-align: center;">サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (1)～(8) (略)</p> <p>3 留意事項 (略)</p> <p>(別記10) (略)</p> <p>別 紙 2 (略)</p>

視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修開催要項 (案)

(趣 旨)

第 1 条 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を図ることを目的とした指導者を養成し、移動支援事業に従事する者の技術向上を図ることをその趣旨とする。

(名 称)

第 2 条 本事業の名称を、視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修事業 (以下、「研修事業」という。) と称する。

(目 的)

第 3 条 視覚障害者の移動に際し、安全かつ快適にガイドヘルプする為の知識及び技術を習得させるための指導者の養成を行なうことを目的とする。

(主 催)

第 4 条 研修事業の主催は、社会福祉法人日本盲人会連合 (以下、「主催者」という。) とする。

(期 間)

第 5 条 研修事業は、次の 4 回の研修会に分けて実施する。

- (1) 第 1 期 平成 20 年 6 月 24 日 (火) ~ 6 月 27 日 (金)
- (2) 第 2 期 平成 20 年 7 月 1 日 (火) ~ 7 月 4 日 (金)
- (3) 第 3 期 平成 20 年 7 月 15 日 (火) ~ 7 月 18 日 (金)
- (4) 第 4 期 平成 20 年 8 月 5 日 (火) ~ 8 月 8 日 (金)

(会 場)

第 6 条 各研修会は、日本盲人福祉センター及び関係施設にて実施する。

(定員)

第7条 各研修会の定員は、原則として、各回60名とする。

2 応募者多数の場合は抽選とする。

(対象者)

第8条 各研修会の対象者は、都道府県及び市町村の協力の下、以下の条件を満たす都道府県視覚障害者団体より推薦された者とする。

(1) 全日程を受講できる者

(2) 移動支援に関して経験年数の豊富な者

(3) 研修会の終了後、地域において講師として活動できる者

(4) その他特に主催者が認めた者

(研修方法)

第9条 各研修会は、講義を中心とし、必要に応じて実習を行なうものとする。

(修了認定)

第10条 各研修会の全日程を修了した者には「修了証」を発行する。

2 全日程を受講できない場合は、修了証の発行は行なわない。ただし、主催者が指定する補講を受けた場合はこの限りではない。

(傷害保険)

第11条 主催者は、受講者の安全を考慮し、傷害保険に加入する。

(その他)

第12条 その他応募方法、受講料、申込先、納金方法、受付期間等各研修会の実施にあたり必要な事項は、別途定める。

地域活動支援センター等に係る交付税措置（基準財政需要額）について

平成17年度に小規模作業所分として計上されていた基準財政需要額については、平成18年4月から市町村分の地域活動支援センター及び小規模作業所分として集約するとともに、平成19年年度から地域活動支援センター等運営費補助として1本化して計上している。

平成18年度及び平成19年度の交付税措置については、総額として、平成17年度と同水準が措置されており、市町村の標準団体（行政規模：人口100,000人）では、約2,000万円となっている。

【平成17年】

【平成18年4月～】

【平成19年4月～】

●都道府県分 標準団体規模 1,700,000人

同左

同左

※ 都道府県分は市町村分の補助うら分として措置

社会福祉共通費
社会福祉単独事業費
うち身体障害者の小規模作業所分 52,152千円
うち知的障害者の小規模作業所分 52,152千円

(市町村分に移管)

(同左)

精神保健費
精神障害者小規模作業所運営費補助 52,152千円

●市町村分 標準団体規模 100,000人

同左

同左

衛生諸費
精神障害者小規模作業所運営費補助 6,520千円
(うち県支出分 3,260千円)

社会福祉共通費 社会福祉単独費
うち精神障害者小規模作業所分 6,527千円

身体障害者福祉費 身体障害者施設訓練等支援費
身体障害者福祉単独事業 6,520千円
(うち県支出金 3,260千円)

身体障害者福祉費 身体障害者施設訓練等支援費
身体障害者福祉単独事業 6,527千円

知的障害者福祉費 知的障害者共通費
知的障害者福祉単独事業 6,520千円
(うち県支出金 3,260千円)

知的障害者福祉費 知的障害者共通費
知的障害者福祉単独事業 6,527千円

障害者福祉費
障害者自立支援費
地域活動支援センター等運営費補助
19,581千円
※ 地域活動支援センター及び小規模作業所分として計上

地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置について（案）

＜主たる事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合の取扱＞

- ・ 地域活動支援センターは、事業を行う事業所ごとに運営することを原則とするが、主たる事業所とは別の場所でサービス提供を行い、一体的な管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合の取扱を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

従たる事業所を設置する場合に、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが主たる事業所と一体的に運営されているかの判断は、次の基準による。

2. 判断基準

（1）事業所の管理運営に関して、以下の要件を満たすものとする。

- ① 同一の施設長が事業所の管理を行うこと
- ② 指導員をそれぞれの事業所に最低1名配置すること
- ③ 利用申込者に係る調整が一体的であること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間等を定める運営規定が一本化されていること
- ⑤ 主たる事業所と従たる事業所の間で相互支援の行える体制が確保されていること
- ⑥ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑦ 人事、給与、福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑧ 主たる事業所と従たる事業所の会計管理が一本化されていること

（2）主たる事業所と従たる事業所の距離

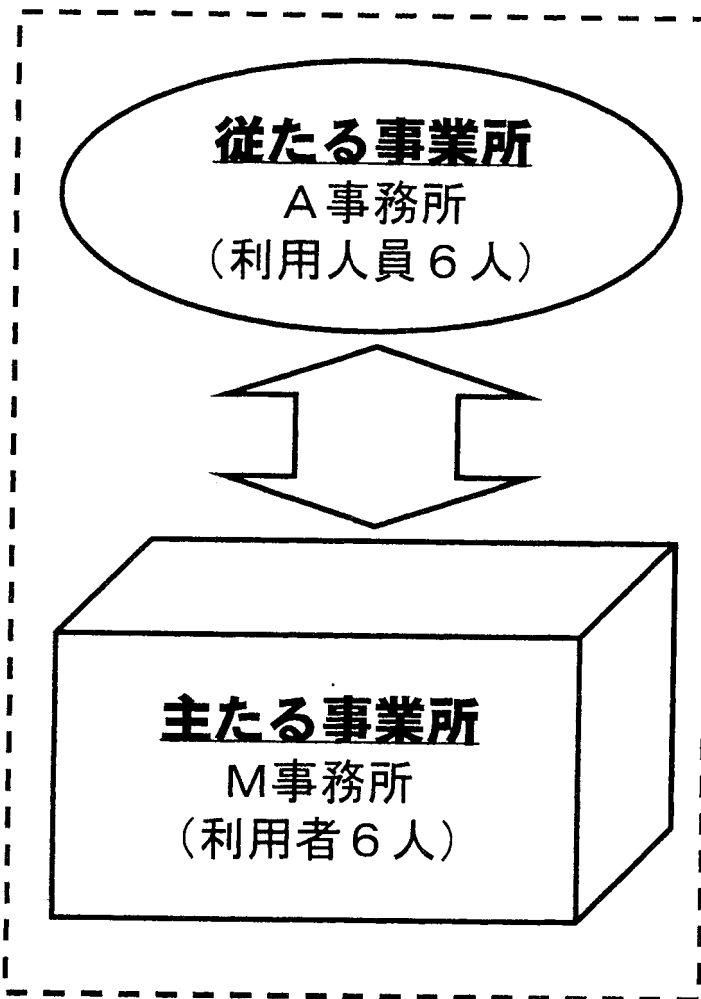
主たる事業所と従たる事業所との距離は、概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと

3. 設置根拠

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

地域活動支援センターの運営を複数の場所において 一体的に行う場合の取扱いについて（案）

イメージ



*** 判断基準 ***

- ① 施設長が同一
- ② 指導員をそれぞれの事業所に配置
- ③ 事業運営が一体的に行われる
- ④ 従たる事業所が主たる事業所と同一の日常生活圏域
- ⑤ 会計管理を一体的に実施

- ・ 従たる事業所は、複数箇所の設置も可能
- ・ 従たる事業所の最低利用人員は6名
- ・ 主たる事業所の利用人員は従たる事業所の利用人員より多いことが必要
(左の場合、利用者数は最低12人)

○障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第七十五号) 新旧対照表 (案)
(第九条の2関係) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第九条の二 地域活動支援センターを経営する者は、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条、第八条 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第九条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設長 一</p> <p>二 指導員 二以上</p> <p>2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、平成十八年十月一日から施行する。</p>

(案)

障 発 第 号
平 成 2 0 年 3 月 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営
に関する基準について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準」という。）については、平成20年3月 日厚生労働省令第 号をもってその一部が改正されたところであるが、基準の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 従たる事業所の取扱いについて

地域活動支援センターの運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所とし

て運営することができる取扱いとする。

(1) 人員及び設備に関する要件

- ① 「主たる事業所」及び「従たる事業所」にはそれぞれ1人以上の専従の職員が確保されていること。
- ② 「従たる事業所」の利用定員は6人以上であること。また、「主たる事業所」の利用定員は「従たる事業所」と同数若しくは同数以上であること。
- ③ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと。

(2) 運営に関する要件

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

2 出張所等の取扱いについて

地域活動支援センターの経営運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、1の(2)の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて運営することができる取扱いとする。

コミュニケーション支援事業等の実施事例

○滋賀県東近江市「東近江市地域生活支援事業実施要綱」

設置された手話通訳者が派遣事業等に積極的に活用されている例

- ・滋賀県東近江市（人口約12万人）においては、3名の手話通訳者を設置し、窓口における通訳業務をはじめ、派遣事業のコーディネイトや手話通訳者の養成研修会の実施、聴覚障害者の生活相談、他部門との調整など、聴覚障害者や手話通訳に関連する業務を網羅的に行っている。

○静岡県「静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱等」

コミュニケーション支援事業の一部を都道府県が代行実施する例

- ・静岡県においては、聴覚障害者が県内全域から参加する行事や、県外の聴覚障害者が静岡県で実施される行事等に参加する場合には、市町村に代わり、手話通訳者等の派遣事業を実施している。

○群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」

事業の適切な実施を目的とする運営連絡会を設置する例

- ・群馬県が中心となり、関係機関や各保健福祉圏域毎の代表市町村、当事者団体が、コミュニケーション支援事業に関係する諸問題の解決を図るための連絡会を設置している。

○千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）等」

代筆、代読による支援を実施する例

- ・平成20年度から、視覚障害者の対応経験があるガイドヘルパーを活用して、手話通訳や要約筆記の他にも、きめ細やかな対応を図るため、代筆・代読を行うヘルパーを派遣する事業を試行的に実施予定。

東近江市地域生活支援事業実施要綱

第1章 総則

(事業内容)

第3条 市長は、法及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「制度要綱」という。）に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 点字図書給付事業
- (5) 住宅改修費給付事業
- (6) 地域活動支援センターⅠ型事業
- (7) 地域活動支援センターⅡ型事業
- (8) 外出支援事業・視覚障害ガイドヘルプ事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 経過的デイサービス事業
- (11) 社会参加促進事業

2 市長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を法人格を有する団体等に委託し、又は補助をして行わせることができるものとする。

第3章 コミュニケーション支援事業

(目的)

第7条 コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能等の障害で意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下この章において「聴覚障害者等」という。）の自立及び社会参加を促進することを目的とする。

(事業内容)

第8条 コミュニケーション支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専任手話通訳者の設置に関すること。
- (2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（以下この章において「派遣事業」という。）に関すること。

(定義)

第9条 専任手話通訳者は、手話通訳の知識及び技術を有する者で、市長が雇用したものをいう。

2 手話通訳者は、次の各号のいずれかに該当する者で県又は市の登録を受けたものをいう。

- (1) 滋賀県聴覚障害者福祉協会が実施する手話通訳者登録試験に合格した者

- (2) 手話通訳士の資格を有する者
- (3) 他の都道府県又は政令市で実施された手話通訳者登録試験に合格した者

3 要約筆記者は、次の各号のいずれかに該当する者で県又は市の登録を受けたものをいう。

- (1) 滋賀県が主催する要約筆記養成講座基礎・応用課程を修了した者
- (2) 前号と同等の能力を有すると認められる者
(対象者)

第10条 コミュニケーション支援事業の対象者は、市内に居住する聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要がある者又は団体のうち福祉事務所長が必要と認めるものとする。

(専任手話通訳者の業務)

第11条 専任手話通訳者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) コミュニケーション支援及び情報提供に関すること。
- (2) 相談及び生活援助に関すること。
- (3) 手話通訳者及び要約筆記者（以下この章において「手話通訳者等」という。）の育成及び研修に関すること。
- (4) 手話通訳者等の派遣に関すること。
- (5) 聴覚障害者問題の啓発に関すること。
- (6) 社会資源の開発・整備等に関すること。
- (7) その他コミュニケーション支援の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(派遣事業)

第12条 派遣事業は、聴覚障害者等の意思疎通を円滑に行うために、聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者の申し出により、専任手話通訳者又は手話通訳者等を派遣する事業とする。

2 派遣事業を利用することができる場合は、次に掲げる事項について手話通訳者等を必要とする場合とする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものについては、派遣事業の対象としない。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関すること。
- (2) 財産、労働等権利義務に関すること。
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関との連絡調整に関すること。
- (4) 社会参加を促進する学習活動に関すること。
- (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか福祉事務所長が特に必要があると認める事項に関すること。

3 派遣することができる区域は、原則として滋賀県内とする。

4 手話通訳者等の派遣を受けようとする聴覚障害者等は、個人の場合は原則として1週間前までにコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣申請書（様式第1号）を、団体の場合は1月前までにコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣申請書（様式第2号）を福祉事務所に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

5 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定し、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

6 福祉事務所長は、手話通訳者等を派遣するときは、1人の手話通訳者等が連続して手話通訳又は要約筆記（以下この章において「通訳活動」という。）を行う時間を原則として30分以内とするものとする。

7 手話通訳者等は、通訳活動を終了したときは、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣活動報告書（様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。
（費用の負担）

第13条 手話通訳者等の派遣に要する費用の負担は、無料とする。
（登録等）

第14条 本市の手話通訳者に登録しようとする者は、手話通訳者登録申請書（様式第5号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、手話通訳者として登録することが適当と認めたときは、手話通訳者登録台帳（様式第6号）に登録し、手話通訳者登録証（様式第7号）を交付するものとする。

3 前項の規定により登録された者は、登録の取消しを希望するときは、その旨を福祉事務所長に届け出るとともに、手話通訳者登録証を返還しなければならない。
（派遣手当の支給）

第15条 福祉事務所長は、手話通訳者等に対し、派遣実績に応じて派遣手当等を支給する。
（遵守事項）

第16条 手話通訳者等は、常に聴覚障害者等の人権を尊重し、誠意をもって通訳活動を行うとともに、通訳活動に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（その他）

第17条 福祉事務所長は、手話通訳者等の健康管理に努めるものとする。

2 福祉事務所長は、手話通訳者等の資質の向上のため、研修会等の参加について配慮するものとする。

3 手話通訳者等は、積極的に研修会等に参加し、自己研鑽に努めるものとする。